

新常滑市民病院あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新常滑市民病院(以下「新病院」という。)の建設にあたり、新病院の地域医療を担う自治体病院としての機能、役割等そのあり方について検討するため、新常滑市民病院あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、検討報告書を作成し、市長へ提出する。

(1) 新病院の基本的な機能、役割等に関すること。

(2) その他新病院に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、学識経験者、医療関係者、市職員等のうちから市長が委嘱する。

3 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長は、常滑市民病院長をもってあて、副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

3 委員会の会議は原則公開とする。

4 委員会は、会議の経過及び結果を公表するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、常滑市民病院事務局管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。